

福井県報

第 418 号
令和 8 年
9月15日 (火)
火曜日発行

— 目 次 — (は県例規集登載事項)

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可 (4 1 9 ・ 福井農林総合事務所) 1
- 土地改良区の定款変更の認可 (4 2 0 ・ 嶺南振興局) 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (4 2 1 ・ 河川課) 1

公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による意見 (商業・市場開拓課) 2
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 (2 件・同) 2
- 土地改良区の役員の退任 (2 件・福井農林総合事務所) 4
- 土地改良区の役員の就任 (2 件・同) 5
- 土地改良区の役員の退任 (嶺南振興局) 5
- 土地改良区の役員の就任 (同) 5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (福井土木事務所) 6
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (奥越土木事務所) 8

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出 (1 3 0) 1 0
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出 (1 3 1) 1 0
- 政治団体の解散の届出 (1 3 2) 1 1
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出 (1 3 3) 1 1
- 資金管理団体でなくなった旨の届出 (1 3 4) 1 2

人事委員会規則

- 福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (2 1) 1 3

告 示

福井県告示第419号

土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
足羽酒生土地改良区	令和 8 年 9 月 4 日

福井県告示第420号

土地改良法 (昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号) 第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
小浜中名田土地改良区	令和 8 年 8 月 3 1 日

福井県告示第421号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 6 3 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 施行者の名称
福井市
- 2 都市計画事業の種類および名称
福井都市計画下水道事業
福井市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和 2 3 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

昭和 4 6 年福井県告示第 3 号、平成 3 年福井県告示第 9 7 4 号、平成 8 年福井県告示第 2 6 号、平成 8 年福井県告示第 8 1 2 号、平成 9 年福井県告示第 1 7 3 号、平成 1 2 年福井県告示第 3 8 9 号、平成 1 3 年福井県告示第 4 1 2 号、平成 1 5 年福井県

告示第146号、平成16年福井県告示第569号、平成17年福井県告示第48号、平成23年福井県告示第139号、平成24年福井県告示第372号、平成25年福井県告示第411号、平成26年福井県告示第197号、令和2年福井県告示第307号、令和6年福井県告示第415号及び令和8年福井県告示第414号の事業地に、曾万布町、合島町、荒木町、梅野町、稲津町及び荒木新保町地内の事業地を追加し、和田東2丁目、和田中3丁目及び和田中町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年9月15日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハーツ志比口店

福井市志比口2丁目1106番 外31筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

福井県民生活協同組合

代表理事 檜原 弘樹

福井市開発5丁目1603番地

3 聴取した意見の概要

福井市

- ・駐輪場①の変更に伴い、精米、リサイクルステーション、駐輪場、段ボール回収を新規で設置した場合、建築基準法の建築物に該当する場合がある。建築確認申請の記録が不明のため、現地確認する必要がある。
- ・今回の変更により、近隣における放置自転車を抑制し、交通に支障をきたす路上駐輪が生じないよう、十分注意すること。
- ・駐輪台数が増加した場合は、駐輪スペースを確保するなど対策を講じること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井市宝永2丁目4番10号

宝永分庁舎

福井市商工労働部商工労政課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1週間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年9月15日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ファーマーズマーケットみどり館・無印良品越前

越前市塚町17番地1 ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の店舗面積

（変更前） 1,510㎡

（変更後） 2,842㎡

(2) 駐車場の位置および収容台数

（変更前） 61台

（変更後） 130台

(3) 駐輪場の位置および収容台数

（変更前） 20台

（変更後） 35台

(4) 荷さばき施設の位置および面積

（変更前）

荷さばき施設 35㎡

（変更後）

荷さばき施設① 35㎡

荷さばき施設② 28㎡

荷さばき施設③ 24㎡

合計 87㎡

(5) 廃棄物等の保管施設の位置および容量

（変更前）

廃棄物保管施設 44.6㎡ (変更後) 廃棄物保管施設① 44.6㎡ 廃棄物保管施設② 6.6㎡ 合計 51.2㎡ (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 (変更前) ・ファーマーズマーケットみどり館 午前9時から午後8時まで (変更後) ・ファーマーズマーケットみどり館 午前9時から午後8時まで ・無印良品越前 午前9時から午後9時まで (7) 駐車場の自動車の出入口の数 (変更前) 3箇所 (変更後) 4箇所 (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 荷さばき施設 午前5時から午後6時まで (変更後) 荷さばき施設① 午前5時から午後6時まで 荷さばき施設② 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設③ 午後10時から午前6時まで 3 変更する年月日 令和9年5月21日 4 変更する理由 既存店のファーマーズマーケットみどり館の南側敷地に小売店舗を新設することに伴い、店舗面積および各施設の変更、並びに運営方法を変更するため。 5 届出のあった日 令和8年8月31日 6 届出の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号	福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県越前市府中1丁目13番7号 越前市産業観光部産業政策課 7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 縦覧期間 公告の日から4月間 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く) 8 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。 なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。 令和8年9月15日 福井県知事 石田 嵩人 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ファーマーズマーケットみどり館・無印良品越前 越前市塚町17番地1 ほか 2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 ① 越前たけふ農業協同組合 代表理事 土本 俊三 越前市本多2丁目10番22号 ② 株式会社福銀リース 代表取締役 吉田 啓介 福井市照手1丁目2番17号 3 変更した事項 (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) ファーマーズマーケットみどり館 (変更後) ファーマーズマーケットみどり館・無印良品越前
---	---

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに代表者の氏名
(変更前)
越前たけふ農業協同組合
代表理事 土本 俊三
越前市本多2丁目10番22号
(変更後)
① 越前たけふ農業協同組合
代表理事 土本 俊三
越前市本多2丁目10番22号
② 株式会社福銀リース
代表取締役 吉田 啓介
福井市照手1丁目2番17号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人
にあつては代表者の氏名
(変更前)
越前たけふ農業協同組合
代表理事 土本 俊三
越前市本多2丁目10番22号
(変更後)
① 越前たけふ農業協同組合
代表理事 土本 俊三
越前市本多2丁目10番22号
② 株式会社良品計画
代表取締役 清水 智
東京都文京区後楽2丁目5番1号
- 4 変更の年月日
令和9年5月21日
- 5 変更した理由
新規店舗の設置に伴い、店舗名称、設置者、小売業者を新たに変更したため。
- 6 届出のあった日
令和8年8月31日
- 7 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県越前市府中1丁目13番7号
越前市産業観光部産業政策課
- 8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、
年始を除く)
- 9 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

足羽酒生土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項
の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同
条第19項の規定により公告する。

令和8年9月15日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	荒川 逸雄	福井市榎野町第10号26番地
〃	高村 裕治	福井市稲津町第33号18番地
〃	重田 達雄	福井市稲津町第29号8番地1
〃	川端 英久	福井市荒木町第8号8番地1
〃	田中 正己	福井市荒木新保町第28号38番地
〃	蔵田 茂和	福井市荒木新保町第20号29番地
〃	山谷 周二	福井市成願寺町第5号12番地
〃	平井 克彦	福井市成願寺町第4号47番地
〃	田村 英司	福井市篠尾町第52号9番地1
〃	野田 守之丞	福井市篠尾町第61号11番地
〃	山形 雄二	福井市前波町第12号9番地1
監 事	吉田 一弥	福井市榎野町第9号48番地
〃	西村 英治	福井市荒木町第16号36番地1
〃	村田 優子	福井市荒木新保町第45号7番地3

南居土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規
定により、次の者が令和8年8月15日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第
19項の規定により公告する。

令和8年9月15日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	中山 喜和	福井市南居町第55号17番地

〃 小竹 耕造 福井市南居町第55号4番地
 〃 横山 雅一 福井市南居町第48号3番地
 〃 横山 和吉 福井市南居町第47号9番地
 〃 市村 健一 福井市南居町第47号24番地
 監 事 小竹 宣晶 福井市南居町第57号8番地
 〃 飛山 昌俊 福井市南居町第55号30番地

足羽酒生土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月15日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	荒川 逸雄	福井市榎野町第10号26番地
〃	高村 明俊	福井市稲津町第14号7番地2
〃	宮川 英治	福井市稲津町第42号14番地
〃	田中 正己	福井市荒木新保町第28号38番地
〃	蔵田 茂和	福井市荒木新保町第20号29番地
〃	川端 英久	福井市荒木町第8号8番地1
〃	西村 英治	福井市荒木町第16号36番地1
〃	平井 克彦	福井市成願寺町第4号47番地
〃	田村 英司	福井市篠尾町第52号9番地1
〃	野田 守之丞	福井市篠尾町第61号11番地
〃	山形 雄二	福井市前波町第12号9番地1
監 事	高村 裕治	福井市稲津町第33号18番地
〃	山谷 周二	福井市成願寺町第5号12番地
〃	平 成江	福井市高尾町第11号200番地2

南居土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年8月16日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月15日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	中山 喜和	福井市南居町第55号17番地
〃	小竹 宣晶	福井市南居町第57号8番地
〃	横山 雅一	福井市南居町第48号3番地

〃 横山 和吉 福井市南居町第47号9番地
 〃 飛山 伊知郎 福井市南居町第56号66番地
 監 事 横山 和則 福井市南居町第51号41番地
 〃 飛山 昌俊 福井市南居町第55号30番地

小浜中名田土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年7月27日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月15日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	坂下 憲治	小浜市上田第25号11番地
〃	大江 定右衛門	小浜市和多田第9号41番地
〃	東 清俊	小浜市下田第38号4番地
〃	生木谷 久治	小浜市上田第45号6番地1
〃	小堂 哲二	小浜市下田第28号6番地
〃	宝里 正利	小浜市下田第46号2番地
〃	奥東 善治	小浜市下田第49号5番地
〃	大上 斉	小浜市下田第62号6番地2
〃	西本 吉右衛門	小浜市和多田第22号18番地
〃	大江 満司	小浜市和多田第8号40番地
〃	中野 一幸	小浜市深野第26号11番地1
〃	村上 市治	小浜市深谷第17号4番地
監 事	中野 久一	小浜市深野第18号6番地1
〃	内方 宏明	小浜市下田第4号8番地2
〃	芝 幸夫	小浜市和多田第15号4番地

小浜中名田土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年7月27日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年9月15日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏 名	住 所
理 事	坂下 憲治	小浜市上田第25号11番地
〃	大江 定右衛門	小浜市和多田第9号41番地
〃	東 清俊	小浜市下田第38号4番地
〃	仲野 達也	小浜市小屋第34号29番地

〃	池田 竜彦	小浜市上田第36号31番地1
〃	内方 宏明	小浜市下田第4号8番地2
〃	宝里 正利	小浜市下田第46号2番地
〃	奥東 善治	小浜市下田第49号5番地
〃	芝 幸夫	小浜市和多田第15号4番地
〃	後藤 秀之	小浜市下田第59号82番地
〃	中野 一幸	小浜市深野第26号11番地1
〃	村上 市治	小浜市深谷第17号4番地
監 事	中野 久一	小浜市深野第18号6番地1
〃	中野 浩一郎	小浜市深野第20号24番地
〃	杉山 勝信	小浜市上田第51号26番地1

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月15日

福井県福井土木事務所長 廣部 雄一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量
凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg袋）1,020t（購入見込数量）
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および凍結防止剤（塩化ナトリウム）購入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約日から令和9年3月31日
- (4) 納入場所
入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札日時までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定にする者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立ておよび

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。

- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書様式3）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-0853

福井県福井市城東4丁目28-1

福井県福井土木事務所 総務課

電話 0776-24-5114

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式1）を提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から令和8年9月28日(月)17時まで(土曜日、日曜日および休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。)を除く。)

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

① 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

② 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

ア 提出先4(1)と同様とする。

イ 持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること(提出期限内に必着)。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日(国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。)を除いた開庁日に持参すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年10月26日(月)8時30分から17時まで

令和8年10月27日(火)8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和8年10月28日(水)14時

(4) 開札場所

福井市城東4丁目28-1

福井県福井土木事務所3階 第一会議室

7 入札方法

入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。

入札金額は、調達物品1t当たりの単価を記入すること。

なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税お

よび地方消費税に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

① 申請書の受付時期

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

② 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1 0 Summary

- (1) Contents and quantity of products purchased: Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 1,020t (order not guaranteed)
- (2) Bidding date and time: Wednesday, October 28, 2026 at 2:00 pm
- (3) Contract period: From the contract date to March 31, 2027
- (4) Contact point for notification: 4-28-1 Joto, Fukui City, Fukui Prefecture
Fukui Civil Engineering Office, 910-0853
TEL 0776-24-5114

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月15日

福井県奥越土木事務所長 鳥山 公裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および予定数量
凍結防止剤
塩化ナトリウム（500kg袋）
711t（購入見込量）
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約日から令和9年3月31日
- (4) 納入場所
入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により資格の認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格に係る審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）であって、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定にする者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に係る調達物品について、契約期間中、仕様書等に定める業務を確実に履行するために必要な能力を有するものであること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式3）を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒912-0016

福井県大野市友江11-14

福井県奥越土木事務所 総務課

電話 0779-66-8130

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請または入札書の提出を行う者にとっては入札説明書別紙様式1）に必要な認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期間

公告日から令和8年9月28日（月）17時まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。

）を除く。）

(2) 提出先
4(1)と同様とする。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。
なお、資料の提出を有効に行うためには、入札参加資格確認申請書等の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

入札参加資格確認申請書等の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は配達記録の残る書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。また、持参する場合は、土曜日、日曜日、および休日（国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日をいう。）を除いた開庁日に持参すること。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法
5(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間
令和８年１０月２６日（月）
８時３０分から１７時まで
令和８年１０月２７日（火）
８時３０分から１６時まで

(3) 開札日時
令和８年１０月２８日（水）９時

(4) 開札場所
大野市友江１１－１４
福井県奥越土木事務所 総務課

7 入札方法
入札参加者の入札金額は、納入場所までの引き渡しに要する一切の費用を含むものとする。
入札金額は、調達物品１ｔ当たりの単価を記入すること。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分

の１０に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項
この入札に係る予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第１５１条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成２２年福井県条例第３１号。以下「条例」という。）第５条第２項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
なお、上記①の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) ２に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
申請者の受付時期
福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第２号）第１条第１項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒９１０－８５８０
福井県福井市大手３丁目１７－１
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 ０７７６－２０－０２５３

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

- (1) Contents and quantity of products purchased: Antifreeze Sodium chloride (500kg bag) 711t (order not guaranteed)
- (2) Bidding date and time: Wednesday, October 28, 2026 at 10:00 am
- (3) Contract period: From the contract date to March 31, 2027
- (4) Contact point for notification: 11-14 Tomoe, Ono City, Fukui Prefecture
Okuetsu Civil Engineering Office, 912-0016
TEL 0779-66-8130

選挙管理委員会

福井県選挙管理委員会告示第130号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月15日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和8年7月21日	林あきこと自由な福井をつくる会	林 彰子	林 謙	福井市坪谷町15-27-2

福井県選挙管理委員会告示第131号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月15日

福井県選挙管理委員会
委員長 吉川 奈奈

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和7年10月1日	日本薬業政治連盟 福井県支部	河上 陽介	代表者	河上 陽介	松井 啓三
			会計責任者	谷 大輔	橋本 和哉

令和8年 6月27日	自由民主党小浜市 支部	松崎 雄城	主たる事務 所の所在地	小浜市大手町3-8	小浜市太興寺9-5 6
			代表者	松崎 雄城	本田 真喜雄
令和8年 7月1日	自由民主党福井県 自動車団体支部	田中 森	代表者	田中 森	浮田 啓三
令和8年 7月31日	つじ英之後援会	辻 英之	主たる事務 所の所在地	越前市北府3-1- 10	越前市国高2-44 -2
			会計責任者	山口 健太郎	辻 英之
令和8年 8月1日	参政党福井県支部 連合会	中村 裕太	主たる事務 所の所在地	福井市グリーンハイ ツ4-123	福井市板垣3-16 19
令和8年 8月1日	参政党福井県第1 支部	小林 航一朗	主たる事務 所の所在地	福井市北今泉町17 -32	福井市板垣3-16 19
令和8年 8月3日	立憲民主党福井県 第2区総支部	三田村 輝士	主たる事務 所の所在地	越前市北府3-1- 10	越前市国高2-44 -2
令和8年 8月13日	中道改革連合福井 県第2区総支部	辻 英之	主たる事務 所の所在地	越前市北府3-1- 10	越前市国高2-44 -2
令和8年 8月16日	つばささぱーたー ず	波多野 翼	会計責任者	川崎 周市	波多野 翼

福井県選挙管理委員会告示第132号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月15日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年1月1日	谷口ただお後援会	谷口 忠應
令和8年6月30日	次世代政治研究会	上山 郁夫
令和8年7月30日	大久保恵子後援会	笠原 章
令和8年7月30日	川崎のりお後援会	川崎 規生
令和8年7月30日	市民グループ風	笠原 章

福井県選挙管理委員会告示第133号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資

金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月15日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異 動 年月日	資金管理団体 の届出をした 者の氏名	資金管理団体 の 名 称	異動事項	異 動 内 容	
				新	旧
令和8年 7月31日	辻 英之	つじ英之後援会	主たる事務所の所在地	越前市北府3－1 －10	越前市国高2－4 4－2

福井県選挙管理委員会告示第134号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年9月15日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
川崎 規生	川崎のりお後援会	令和8年7月30日

人事委員会規則

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月15日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第21号

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則（昭和30年福井県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第28条 受給資格者または条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の2）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の3）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当に係る場合にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては厚生労働省職業安定局長が定める求職活動支援費（<u>広域求職活動費</u>）支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証または特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証または特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由が	（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続） 第28条 受給資格者または条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の2）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の3）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当に係る場合にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（<u>広域求職活動費</u>）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証または特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証または特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理

あるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

由があるときは、これを添えないことができる。

2 (略)

様式第21号を次のように改める。

様式第21号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第28条の規定による申請書は、改正後の第28条の規定による申請書とみなす。

3 この規則による改正前の福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。